

社会福祉法人 ひらきの里
旅費および役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらきの里の役員及び職員の出張に関する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃及び旅費雑費、自家用車借上、宿泊料、報酬とする。

(旅費の会計単位及び経理区分)

第3条 旅費の支出会計単位及び経理区分は、社会福祉法人ひらきの里経理規程第5条に基づき単位及び区分とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務の都合又は天災その他やむを得ない事情のため、これにより難しい場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

(定額によらない旅費)

第5条 理事長が特別の事情により、旅費の定額に不足をきたすと認めるときは、その実費を支給する。また、定額の旅費を支給する必要がないと認めるときは、その定額を減じて支給する。

(出張の手続)

第6条 役員及び職員が出張しようとするときは、別に定める出張命令書により、理事長の決裁を受けなければならない。

(出張命令の変更)

第7条 役員及び職員は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によって、出張命令により難しい場合には、予め理事長の出張命令の変更(取り消しを含む。)承認を得なければならない。

(旅費の請求手続き)

第8条 旅費の支給を受けようとする役員及び職員は、必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 概算払いにて旅費の支給を受けた役員及び職員は、当該出張終了後7日以内に旅費の精算をしなければならない。

(航空賃)

第9条 航空賃は、業務上特に緊急を要する場合又は長距離の場合に、理事長の承認を得て、航空機を利用したときに実費を支給する。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、旅客鉄道株式会社(JR)の普通運賃表に定める乗車料金の実費を支給する。ただし、次の各号に該当するときは、該当の切符料金を実費併給する。

(1) 切符の種類と適用距離は、次のとおりとする。

切符の種類		適用距離
在 来 線	急行券 自由席	片道 50 km以上
	急行券 指定席	片道 200 km以上
	特別急行券 自由席	片道 50 km以上
	特別急行券 指定席	片道 200 km以上
	特別急行券 寝台	片道 400 km以上
	特別急行券 グリーン席	片道 400 km以上 (但し役員、施設長のみ適用)
新 幹 線	特別急行券 自由席	片道 80 km以上
	特別急行券 指定席	片道 200 km以上
	特別急行券 グリーン席	片道 400 km以上 (但し役員、施設長のみ適用)

(2) 新幹線と在来線の急行、特別特急を乗り継ぐ場合は、前号の適用距離を短縮することができる。

(船賃)

第11条 船賃の額は、その利用した船舶の下級料金の実費を支給する。

(車賃)

第12条 車賃の額は、その利用した電車、バス、タクシー料金等の実費を支給する。

(旅費雑費)

第13条 旅費雑費の額は、宿泊を伴う出張に限り、別表1の(1)に定める定額により日数に応じて支給する。

(自家用車借上)

第14条 やむを得ない事由により、職員の自家用車を業務に使用した場合には、別表1の(2)に定める燃料代を弁償する。

(宿泊料)

第15条 宿泊料は、宿泊料の実費を支給する。但し、別表1の(3)を上限とする。

(報酬)

第16条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 報酬は別表1の(4)に定める定額により日数に応じて計算する。

附則

この規程は、平成19年2月15日から施行する。

附則

この規程は、平成17年3月12日から施行する。

附則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月17日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

(1) 旅費雑費

区 分	旅 費 雑 費 (一日につき)
職 員	2,200円

(2) 自家用車

四輪自動車	1 kmあたり	30円
自動二輪車	1 kmあたり	10円

(3) 宿泊料の上限

区 分	宿 泊 料 (一夜につき)
上限金額	11,000円

(4) 報 酬

区 分	報 酬 (一日につき)
役 員	8,000円